

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	岐阜県	担当部署	農村振興課
-------	-----	------	-------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	827	協定	8,740	ha	126,410	万円
a 基礎単価の対象	93	協定	751	ha	6,412	万円
b 体制整備単価の対象	734	協定	7,805	ha	119,998	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算	6	協定	187	ha	933	万円
(b) 超急傾斜農地保全 管理加算	14	協定	91	ha	549	万円
(c) 集落協定広域化加算	9	協定	199	ha	496	万円
(d) 集落機能強化加算	4	協定	264	ha	381	万円
(e) 生産性向上加算	32	協定	883	ha	1,815	万円
イ 個別協定	32	協定	354	ha	4,164	万円
a 基礎単価の対象	2	協定	6	ha	38	万円
b 利用権設定等単価 (10割単価)の対象	30	協定	342	ha	4,126	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算	2	協定	4	ha	22	万円
合計	859	協定	9,094	ha	130,574	万円

【参考】

R3年耕地面積※	37,115	ha
----------	--------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	24	人	11	ha	153	万円

【参考】

ア 協定参加者数	19,518	人
イ 交付金配分額	126,410	万円
a うち個人への配分	65,553	万円
b うち共同取組活動	60,857	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	109	700	16	0
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	122	697	6	0
b 水路・農道等の管理	200	624	2	0
c 多面的機能を増進する活動	83	733	10	0
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	134	456	128	0
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	243	197	296	0
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算	3	4	0	0
c 急傾斜農地保全管理加算	4	9	0	0
d 集落協定広域化加算	3	8	1	0
e 集落機能強化加算	2	1	1	0
f 生産性向上加算	15	18	0	0
オ 全体評価	優	良	可	不可
	490 (59%)	306 (37%)	30 (4%)	0 (0%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

「オ 全体評価」では97%の市町村が「優」又は「良」と評価しており、全体として活動が適正に実施されている。
「ア 集落マスタープランに係る活動」や「イ 農業生産活動等として取り組むべき事項」が適正に実施されている一方で、「ウ 集落戦略の作成」については「可」が多いことから、市町村と連携し、話し合いの場の設定や外部人材の活用などの支援をする必要がある。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	5	27	0	0
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	0	8	0	0
b 水路・農道等の管理	0	8	0	0
c 多面的機能を増進する活動	0	7	0	0
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	4	5	0	0
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）	1	1	0	0
オ 全体評価	優	良	可	不可
	32 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

協定数は少ないものの、「オ 全体評価」では全ての市町村が「優」と評価しており、活動が適正に実施されている。

1について第三者機関の意見【必須】

集落協定、個別協定ともに、概ね適正に活動が実施されている。
集落協定について、「ウ 集落戦略の作成」に向けた取組みが少し低調となっているため、目指すべき地域の将来像が具現化できるよう、集落戦略の作成に向けた支援を行うとよい。
また、70代以上が作成している協定が多いと考えられるが、集落戦略を作成した後、実際に集落戦略の内容を実行するのは次世代の人である可能性が高い。
集落戦略に若い世代の発言が反映されるように、青年会等の自治組織と連携して支援するとよい。

3. 集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話し合いの回数

		全協定数	話し合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話し合いの状況	R 2年度	821	0 (0%)	138 (17%)	230 (28%)	453 (55%)
	うち集落戦略	708	0 (0%)	527 (74%)	130 (18%)	51 (7%)
	R 3年度	826	0 (0%)	139 (17%)	222 (27%)	465 (56%)
	うち集落戦略	734	0 (0%)	499 (68%)	158 (22%)	77 (10%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

活動に係る話し合いについては、協定の半数以上が「3回以上」と回答しており、協定参加者の合意形成により活動が行われていることが分かる。
 しかし、集落戦略についての話し合いが少なく、このことが集落戦略の作成が進んでいない要因と考えられる。
 地域の実情に即した集落戦略を作成するためには、話し合いが必須であることから、市町村と連携して、集落戦略の作成に向けた働きかけを行っていく必要がある。

(2) 集落戦略作成の話し合いの参加者

話し合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	669 協定	91.1 %
② 協定参加者以外の集落の住民	65 協定	8.9 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	64 協定	8.7 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	4 協定	0.5 %
⑤ 協定役員のみ	100 協定	13.6 %
⑥ 話し合いをしていない	0 協定	0 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

協定の約9割が「協定参加者」を交えた話し合いをしていると回答しており、協定参加者の合意形成に基づいた活動が行われていることが分かる。
 しかし、高齢化や過疎化、担い手不足など、集落内の人材だけでは解決困難な課題もあるため、必要に応じ農業委員やJA、学識経験者などの外部人材の活用も検討する必要がある。

3について第三者機関の意見【必須】

集落協定内で十分話し合いが行われており、合意形成に基づいた活動が行われている。
 しかし、集落戦略の作成に向けた話し合いが十分に行われていないため、個別訪問等によりその理由を把握するとともに、必要に応じてアドバイザー派遣をする等、集落戦略の作成ができるよう支援を行うとよい。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	447	協定 54.1 %	① 協定書作成に係る支援	15	協定 46.9 %
② 集落戦略作成に係る支援	377	協定 45.6 %	② 目標達成に向けた支援	18	協定 56.3 %
③ 目標達成に向けた支援	279	協定 33.8 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援	1	協定 3.1 %
④ 協定の統合・広域化への支援	63	協定 7.6 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	8	協定 25.0 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	318	協定 38.499 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	14	協定 43.8 %
⑥ ①～⑤以外の支援	38	協定 4.6005 %	⑥ ①～⑤以外の支援	0	協定 0 %
⑦ 特に支援を要望しない	107	協定 13.0 %	⑦ 特に支援を要望しない	4	協定 12.5 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

書類作成など、事務作業が大きな負担となっていることが分かる。
 継続して活動に取り組んでいただくため、市町村と連携して、集落協定の統合や事務委託など事務負担の軽減に向けた支援が必要である。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

事務負担などを理由に活動を断念することが無いよう、課題を丁寧に把握し、それぞれの協定の実情に応じた支援を行うとよい。
 また、営農組織の法人化による事務局機能の強化や、商工会等への事務委託等の具体的な事例を作り、情報共有するとよい。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数		割合	
継続意向の協定数		771	協定	93.3	%
の広 意域 向化	広域化の意向がある	153	協定	19.8	%
	広域化の意向はない	618	協定	80.2	%
廃止意向の協定数		55	協定	6.7	%
協定 廃止 の 理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	41	協定	74.5	%
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	49	協定	89.1	%
	③ 地域農業の担い手がないため	28	協定	50.9	%
	④ 農業収入が見込めないため	13	協定	23.6	%
	⑤ 鳥獣被害の増加	21	協定	38.2	%
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	19	協定	34.5	%
	⑦ 圃場条件が悪いため	14	協定	25.5	%
	⑧ 事務手続きが負担なため	23	協定	41.8	%
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	15	協定	27.3	%
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	5	協定	9.09	%
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	3	協定	5.5	%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	2	協定	3.6	%
	⑬ その他	2	協定	3.6	%

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数		割合	
継続意向の協定数		32	協定	100	%
廃止意向の協定数		0	協定	0	%
協定 廃止 の 理 由	① 高齢化による体力低下や病気のため	0	協定		%
	② 後継者がいないため	0	協定		%
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	0	協定		%
	④ 集落協定に参加するため	0	協定		%
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	0	協定		%
	⑥ 農業収入が見込めないため	0	協定		%
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	0	協定		%
	⑧ 圃場条件が悪いため	0	協定		%
	⑨ 事務手続きが負担なため	0	協定		%
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	0	協定		%
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	0	協定		%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	0	協定		%
	⑬ その他	0	協定		%

集落協定の広域化等に対する推進方針

事務負担の軽減に向けては集落協定の広域化が有効である。
しかし、「広域化の意向はない」と回答した集落協定が約8割を占めていることから分かるように、広域化が十分進んでいない状況にある。今後中山間地域では、過疎化・高齢化が進むと考えられるため、事務負担の軽減に向け広域化を進める。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

廃止意向と回答した協定のうち、リーダーや協定参加者の高齢化を理由とした協定が多いため、外部人材の活用や広域化による事務負担軽減が必要となっている。
そのため、市町村と連携して、広域化のメリット、事例などの情報提供やアドバイザー派遣などの支援を行うとともに、集落協定の統合や近隣協定への編入などの広域化を進める。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

過疎化、高齢化が進む中、集落協定が機能している間に将来像を明確にしておくことが必要であり、広域化が活動の継続に向けた選択肢の一つとなるよう、県と市町村が積極的に連携して、協定に対する働きかけを行うとよい。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	134 人 (16%)	60～69歳	324 人 (39%)	70～79歳	333 人 (40%)	80歳～	35 人 (4%)
代表者になってからの年数	～2年	115 人 (14%)	3年～7年	333 人 (40%)	8年～	378 人 (46%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	551 人 (71%)	協定	ない	220 人 (29%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	252 人 (31%)	60～69歳	359 人 (43%)	70～79歳	193 人 (23%)	80歳～	22 人 (3%)
担当者になってからの年数	～2年	112 人 (14%)	3年～7年	308 人 (37%)	8年～	406 人 (49%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	740 人 (96%)	協定	ない	31 人 (4%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在		今後	
なし		816 人 協定	98.8 %	801 人 協定	97.0 %
あり		10 人 協定	1.2 %	25 人 協定	3.0 %
委任先	行政書士・公認会計士	0 人 協定	0.0 %	6 人 協定	24.0 %
	事務組合	0 人 協定	0.0 %	0 人 協定	0.0 %
	NPO	0 人 協定	0.0 %	0 人 協定	0.0 %
	集落法人	4 人 協定	40.0 %	5 人 協定	20.0 %
	J A	0 人 協定	0.0 %	0 人 協定	0.0 %
	土地改良区	0 人 協定	0.0 %	0 人 協定	0.0 %
	個人	5 人 協定	50.0 %	8 人 協定	32.0 %
	その他	1 人 協定	10.0 %	6 人 協定	24.0 %

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	11 協定 (34%)	法人	20 協定 (63%)	任意組織	1 協定 (3%)	その他	0 協定 (0%)
年齢	～59歳	8 人 (25%)	60～ 69歳	8 人 (25%)	70～ 79歳	15 人 (47%)	80歳～	1 人 (3%)
後継者の有無	いる	20 協定 (63%)		いない	12 協定 (38%)			

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落協定の代表者については、約7割で継続の目途が立っているものの、70代が約4割を占めており、高齢化が進んでいることが分かる。事務担当者（会計）については、69歳以下が約7割を占めており、継続の目途が立っている。

そのため、活動の継続のためには外部人材の活用などにより、役員の後継者を確保するとともに、事務委託ができる環境を整備する必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

活動の継続のためには、役員の後継者確保や外部人材の活用、事務委託など協定の体制を整備する必要があることから、集落協定の体制強化に向けた支援を行うとよい。